

4. 各地区の整備計画

1) 本丸地区

保存管理計画では1種地区として、盛岡城跡の中核地区と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、盛岡城跡の象徴性を高めるための重要な整備に取り組むものとする。

①遺構整備

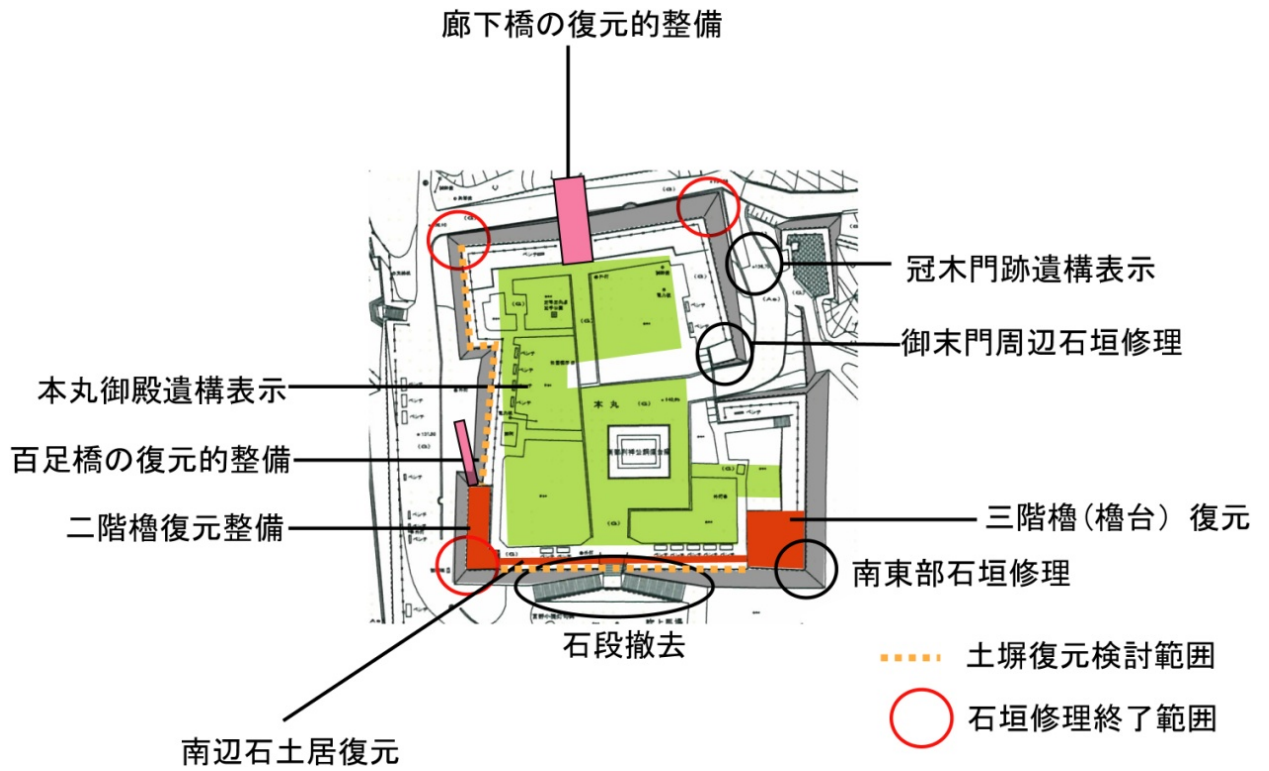
- ・三重櫓台石垣の明治期改変部分を発掘調査により明確にし、石垣を復元整備する。
- ・盛岡城跡の建物遺構のうち、現存する唯一の古写真と絵図で、最も良くその形態が確認できる二階櫓及び本丸南側、西側の土塀の復元整備を検討する。将来的には三重櫓の復元整備についても検討を行う。
- ・明治期に新設された南側の石段は撤去し、併せて石垣の復元を行うとともに、石垣背後の石土居の復元整備を行う。
- ・御末門周辺石垣、南東部、北部（橋下部周辺）の石垣修復を行う。
- ・盛岡城の建物遺構の特色を表す廊下橋及び廊下橋門については、本丸、二ノ丸間のバリアフリー化のための動線整備と併せて、復元的整備を行うことを検討する。
- ・百足橋に関しては、撤去する南側石段に代わる腰曲輪との通行の利便性を図るための施設として、復元的な整備を検討する。
- ・石垣修復に伴う発掘調査において確認された冠木門の遺構表示を行う。
- ・本丸御殿は今後発掘調査を行い、遺構の範囲等を標示することを検討する。

②環境整備

- ・紅葉の季節に多くの市民・観光客を集めるモミジ等の保全を図るとともに、風致向上のために必要な植生管理を適宜行う。
- ・岩手山や南昌山等への眺望を阻害する樹木については、剪定や伐採を行う。

③施設・工作物の整備

- ・南部利祥中尉の騎馬像台座は、その建立から銅像供出に至る経過が、近代盛岡の歴史を物語るものであることを踏まえて当面は現位置に存置し、近代化遺産として活用する方針とするが、遺構整備の進捗と併せ、市民の意見を聞きながら長期的に取り扱いを検討する。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・老朽化した四阿及び転落防止柵の改修等を行う等安全対策を推進する。また、現在南側に集中して配置されているベンチは改修を行い、適正に配置する。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサイン整備を行う。また、園路整備を行う。
- ・本丸石垣のライトアップ設備の設置を検討する。



第 29 図 本丸地区整備方針



本丸二階櫓台



御末門周辺石垣



本丸南側石段



本丸西側四阿

2) 腰曲輪地区

長岡安平の設計による建設当初の公園の風趣が比較的良く残されており、現在も盛岡のサクラの名所となっていることから、サクラの古木や更新を行うとともに、本丸と一体的な空間であったことを考慮しつつ、城郭として重要な吹上門虎口の整備を行い、史跡及び公園としての風致向上を図る。

①遺構整備

- ・明治時代の公園整備の際に改変された吹上門虎口の復元整備を行うとともに、吹上門の復元も検討する。また、これと併せて吹上門周辺の土塀を復元する。
- ・石樋（蛇口）機能の復元を行う。
- ・腰曲輪に存在し、本丸御殿及び二階櫓と接合していた特徴的な重層建物（聖長楼）跡の遺構確認調査を実施し、遺構表示等の整備を行う。
- ・変位の累積が見られる西側の石垣の修理を検討する。
- ・孕み、緩みが見られる北東部の石垣の修復を行う。
- ・トイレ付近に所在する井戸跡の顕在化を図るため、修景整備等を行う。
- ・曲輪南側で確認された窪地の範囲について、遺構表示等を検討する。
- ・曲輪の南東部で確認された柵跡、南西部で確認された門跡の遺構表示を行う。

②環境整備

- ・明治時代に植栽された古木（サクラ：ソメイヨシノ）の保全を行う。
- ・石垣際にあり、石垣の保全に悪影響を及ぼすと思われる樹木の伐採を行う。また、眺望確保のための植生管理を行う。
- ・全体に排水が悪く雨天の後等は滞水する状態となるため、雨水排水を促すための環境整備を行う。

③施設整備

- ・現状の土舗装の園路は排水が悪く季節や天候により歩行し難い状態となるため、舗装の改良を行う。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・老朽化した四阿・転落防止柵の改修を行う。ベンチの配置見直しと改修も行う。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサイン整備を行う。
- ・トイレの移設について、市民の意見を聞きながら取り扱いを検討する。

3) 榊山稲荷曲輪地区

①遺構整備

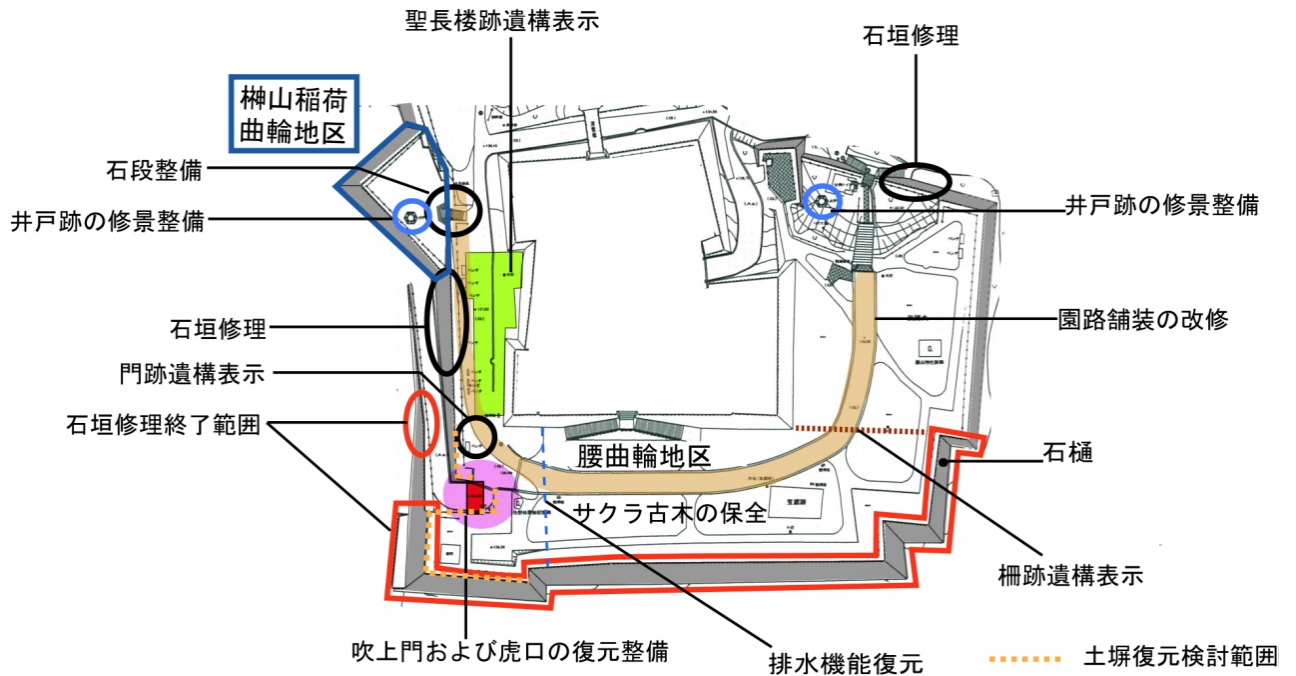
- ・石段とその周囲の石垣の修理を行い、腰曲輪から安全に曲輪に下りることができるようにする。
- ・井戸跡の顕在化を図るため、遺構周辺の修景整備等を進める。

②環境整備

- ・ 樹木の剪定を行い，眺望の確保を行う。

③施設整備

- ・ 周辺の整備と併せ，総合的なサイン整備を行う。



第 30 図 腰曲輪・榊山稻荷曲輪地区整備方針



腰曲輪のサクラ



吹上門周辺（腰曲輪）



石樋（腰曲輪東側）



石段（榊山稻荷曲輪）

4) 二ノ丸地区

保存管理の方針を踏まえ、盛岡城跡の特色を示す上で必要な遺構の整備を行うとともに、公園建設当初の空間的な広がり再生のための環境整備を行う。

①遺構整備

- ・明治時代の公園整備の際に改変された二ノ丸大書院跡の地形復元（二ノ丸南辺と同じ高さに盛土：約2メートル）を行う。これと併せて二ノ丸南西側の石垣及び穴門石垣の復元整備を行う。
- ・二ノ丸北西部石土居の復元整備を行う。
- ・北西部～西側縁辺部において、塀の復元を検討する。
- ・変位の累積が見られる西側の石垣の修復を検討する。
- ・井戸跡の顕在化を図るため、修景整備等を行う。

②環境整備

- ・大書院跡の地形復元に合わせて南北を通る園路沿いのトチ並木の伐採を行う。その他の大書院跡内の樹木については、明治時代以来の公園樹種であるモミジは移植、主として第2次世界大戦後に植栽された針葉樹等は伐採を行うことを検討する。
- ・石垣際に位置し、石垣に悪影響を及ぼすと思われる樹木や、眺望を阻害する樹木の剪定又は伐採を行う。また、虎口内にある樹木についても伐採を行い、虎口の輪郭を明確にする。その他、眺望確保のために必要な樹木の植生管理を行う。

③施設整備

- ・大書院跡の地形復元と共に、大書院跡に擦りつくスロープ状の園路を設置する。また、廊下橋の復元的整備と併せて大書院跡と本丸の間の動線整備を行い、本丸、二ノ丸間をバリアフリー化することを検討する。
- ・二ノ丸内にある石碑については、大書院跡の地形復元整備を行う上で支障となるものは移設するが、移設にあたっては必要最低限の範囲とし、二ノ丸内に存置することを基本とする。なお、当地区内の石碑類については、大書院跡整備の際に支障とならなかったものも含め、市民意見を聞きながら長期的に取り扱いを検討するものとする。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・老朽化した四阿・転落防止柵の改修及び、ベンチの配置見直しと改修を行う。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサイン整備を行う。

5) 三ノ丸地区

変位が大きい石垣の修理を行うと共に、公園としての風致を向上させるための環境整備を行う。

①遺構整備

- ・石垣変位調査で変位が大きいと確認された三ノ丸北部、西部、南東部の石垣修復を行う。

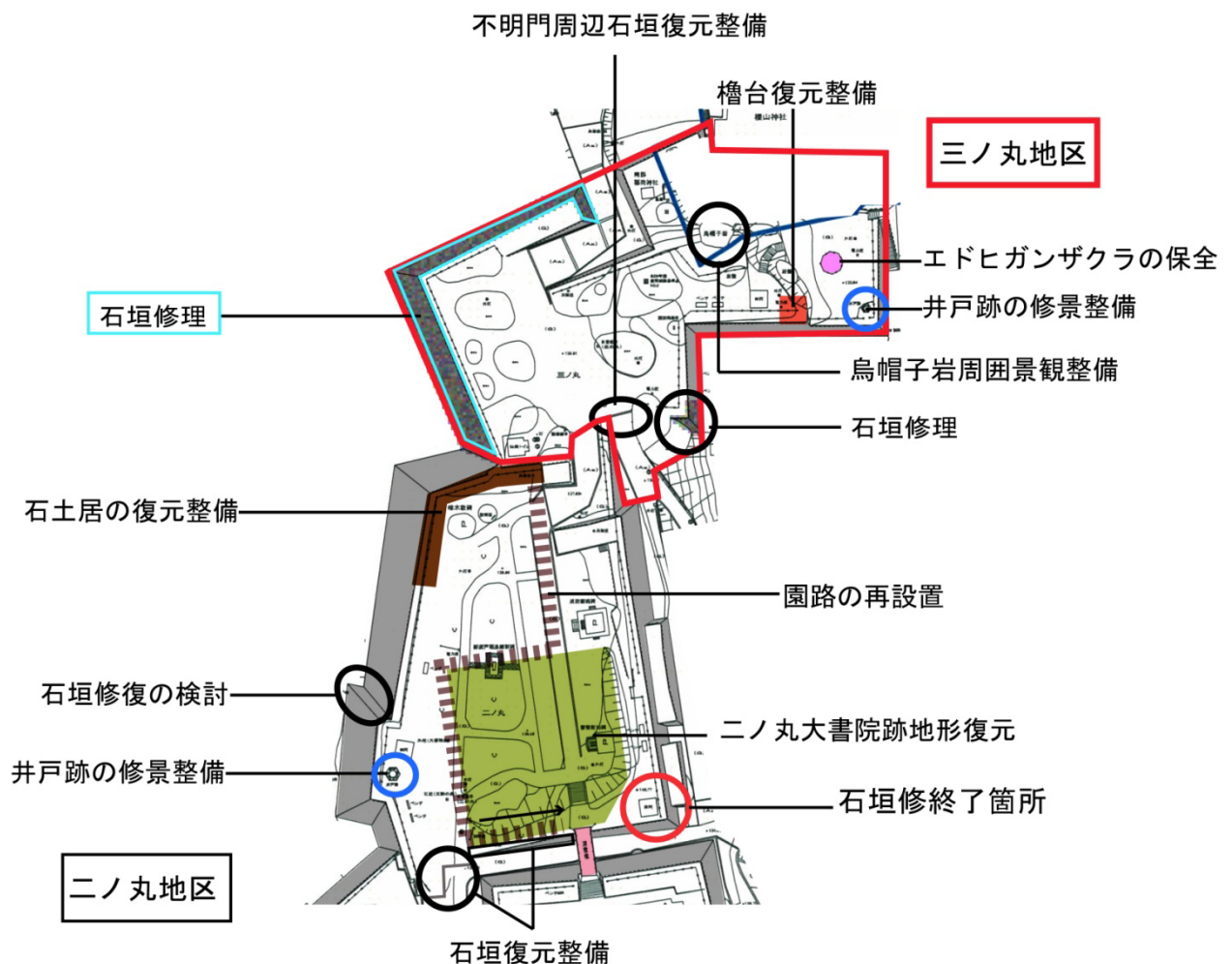
- ・明治時代の公園整備の際に撤去された不明門周辺の石垣と、南辺櫓台の復元整備を行う。
- ・井戸跡の顕在化を図るため、修景整備等を行う。

②環境整備

- ・石垣補修と併せ、石垣の保全に悪影響を及ぼすと思われる樹木の伐採を行う。
- ・眺望確保のための植生管理を適宜行う。
- ・烏帽子岩周囲の景観整備を行い公園建設当初の風趣再生に努める。
- ・藩政時代より生育する古木（エドヒガンザクラ）の保全をおこなう。

③施設整備

- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・老朽化した四阿・転落防止柵の改修及び、ベンチの配置見直しと改修を行う。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサイン整備を行う。
- ・トイレの改修・修繕を検討する。
- ・西側（菜園側）石垣のライトアップ設備の常設化を検討する。



第 31 図 二ノ丸・三ノ丸地区整備方針



二ノ丸中央部分



電柱・電線（三ノ丸方向より）



石垣に生育する樹木（二ノ丸東側）



トチノキの並木（二ノ丸）



エドヒガンザクラの古木



不明門周辺石垣（明治期の写真）

※図説盛岡四百年下巻（I）より転載



櫓台跡（三ノ丸）

6) 台所地区

イベント等を行う広場としての機能保全を図ると共に、城郭の曲輪であることを示すための整備を行う。

①遺構整備

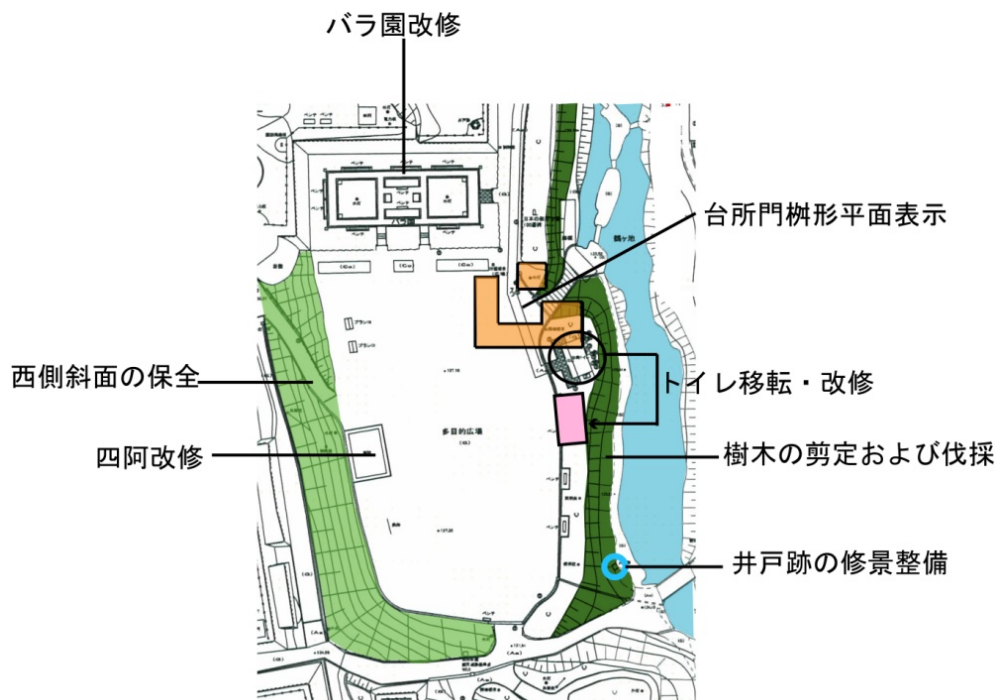
- ・台所門枳形周辺の整備を行う。広場としての機能を損なうことのないよう、舗装，張芝等により枳形の範囲・形態を平面的に表示することを検討する。
- ・鶴ヶ池畔にある井戸跡の顕在化を図るため，修景整備等を行う。

②環境整備

- ・雨水等による洗掘が見られる西側斜面の保全を行う。現在植栽されている低木は適宜間伐または除去し，法面保護のための地被植栽を行う。
- ・東側の内堀（鶴ヶ池）との間の高木（サワラ，スギ）は剪定および伐採を行い，眺望を確保する。

③施設整備

- ・台所門枳形内にあるトイレは南側に移転する。
- ・四阿の改修を適宜行う。また，ベンチの配置見直しと改修を行う。
- ・周辺の整備と併せ，総合的なサインの整備を行う。
- ・開放的で明るい雰囲気となるように，バラ園を再整備する。その際は明治期の花壇の意匠復元についても検討する。
- ・車両が通行可能な園路整備を行う。



第 32 図 台所地区整備方針



四 阿



バラ園



トイレ



東側の樹林

7) 新御蔵周辺地区

盛岡城跡公園の大通り方面からのエントランス広場として位置づけ、必要な整備を行う。

①環境整備

- ・石垣の解体修理工事を行うために必要な樹木の伐採を行う。
- ・石垣前面の樹木は出来る限り除去し、高石垣を眺め見られるようにする。
- ・密植している樹木を適宜間伐し、解放感のある空間とする。

②施設整備

- ・盛岡城跡に関する総合的な案内および情報提供を行う施設の設置を検討する。
- ・榊山稲荷曲輪下にあるトイレは撤去し、替わって拠点施設内にトイレを設ける。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサインの整備を行う。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・園路の整備を行う。

8) 鳩門周辺地区

枅形および土塁の整備を行い、虎口が連続する盛岡城跡の構造を示せるようにする。

①遺構整備

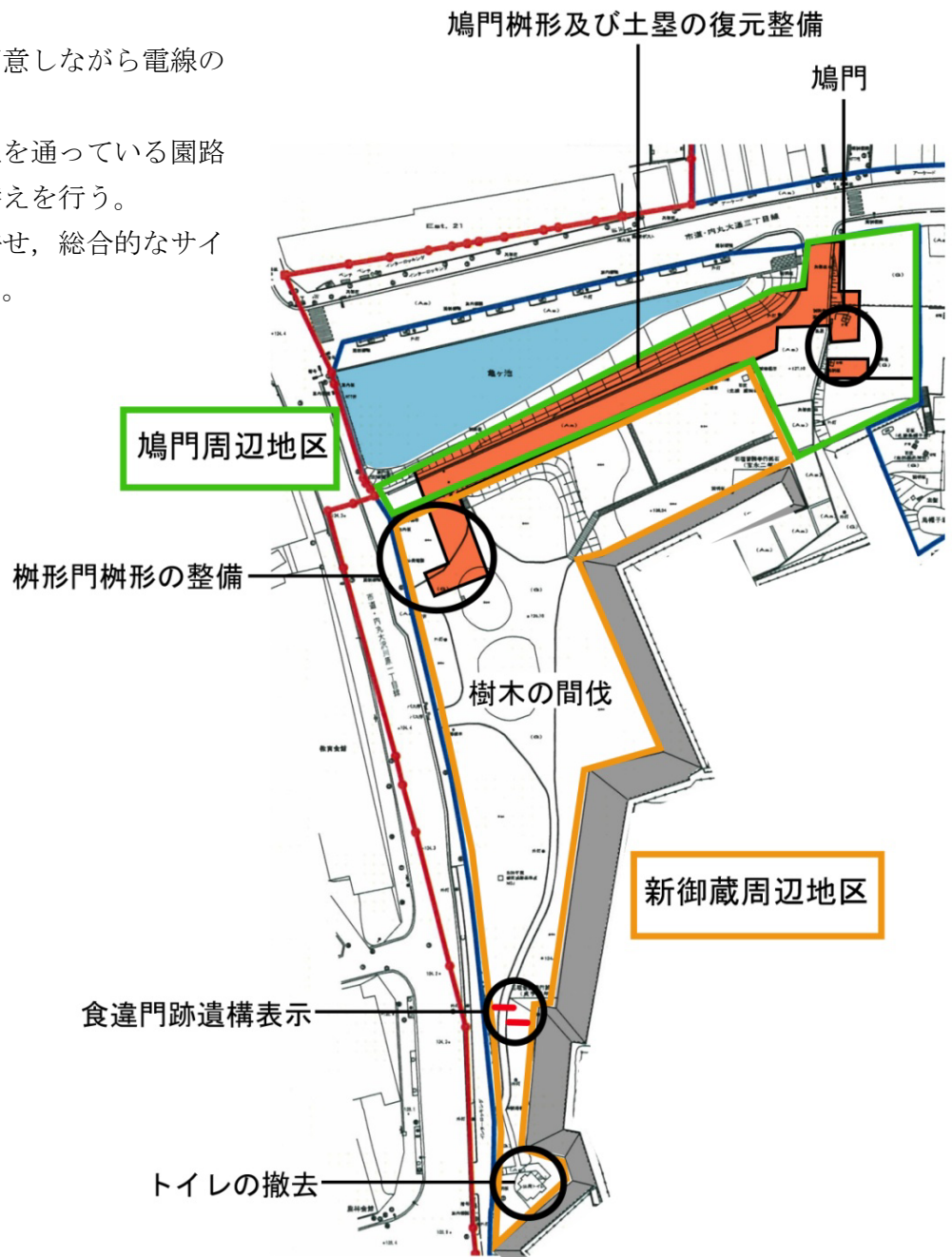
- ・鳩門枅形とこれに続く土塁の復元整備を行う。
- ・土塁東端に位置する枅形門枅形の東半部分を整備する。
- ・喰違門跡の遺構表示を検討する。

②環境整備

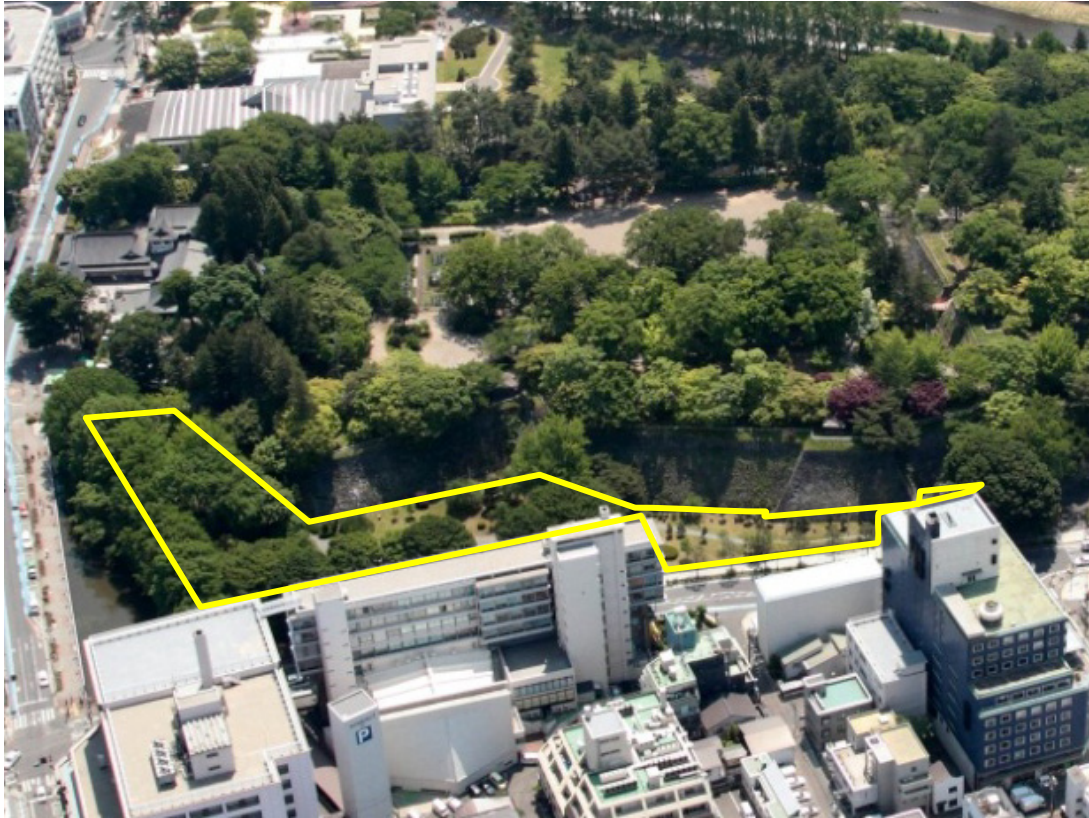
- ・土塁および枅形の整備に合わせて大木（トチノキ等）を伐採する。

③施設整備

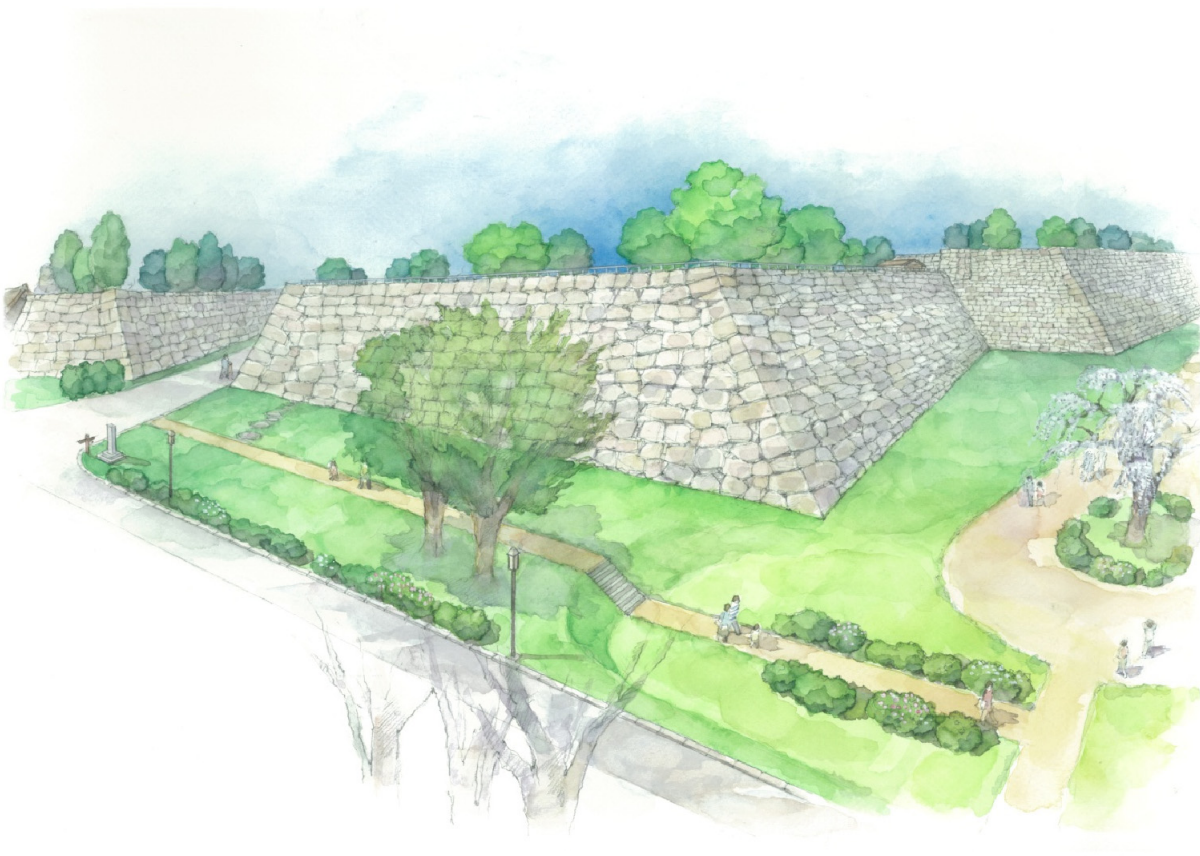
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行う。
- ・土塁跡に遺構上を通っている園路は撤去し付け替えを行う。
- ・周辺の整備と併せ、総合的なサインの整備を行う。



第 33 図 新御蔵・鳩門周辺地区整備方針



新御蔵・鳩門周辺地区



第 34 図 新御蔵周辺地区整備イメージ図（第 I 期整備基本計画）

9) 吹上門下地区

坂下門や筋違橋等の特徴的な施設が存在していたことを表す。

①遺構整備

- ・坂下門跡の遺構表示を改修し、門の規模や構造をわかりやすくする。

②施設整備

- ・坂下門や古北上川、筋違橋など地区周辺の遺構についての総合的な説明板の設置を行う。また、これと併せて総合的なサインの再整備を行う。

10) 米内蔵周辺地区

公園管理事務所および維持管理のためのプレハブ小屋等の移転、撤去を検討すると共に、彦御蔵を整備活用し、歴史的風致の向上および地区の利用の活性化を図る。

①遺構整備

- ・米内蔵門枡形および土塁の復元整備を行う。
- ・彦御蔵を休憩所等として活用できるようにする。

②環境整備

- ・米内蔵門枡形および土塁の整備と合わせて、必要な樹木の伐採を行う。

③施設整備

- ・公園管理事務所の移転を検討する。
- ・公園管理従事者のためのプレハブ小屋は撤去し、拠点施設に機能を統合させる。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。
- ・周辺の整備に併せ、サインの整備を総合的に行う。
- ・中津川方面への出入口の通路を歩きやすく整備する。

11) 鍛冶屋門周辺地区

建設当初の公園の風趣を保全すると共に、眺望を阻害する樹木の剪定および伐採を行う。

①遺構整備

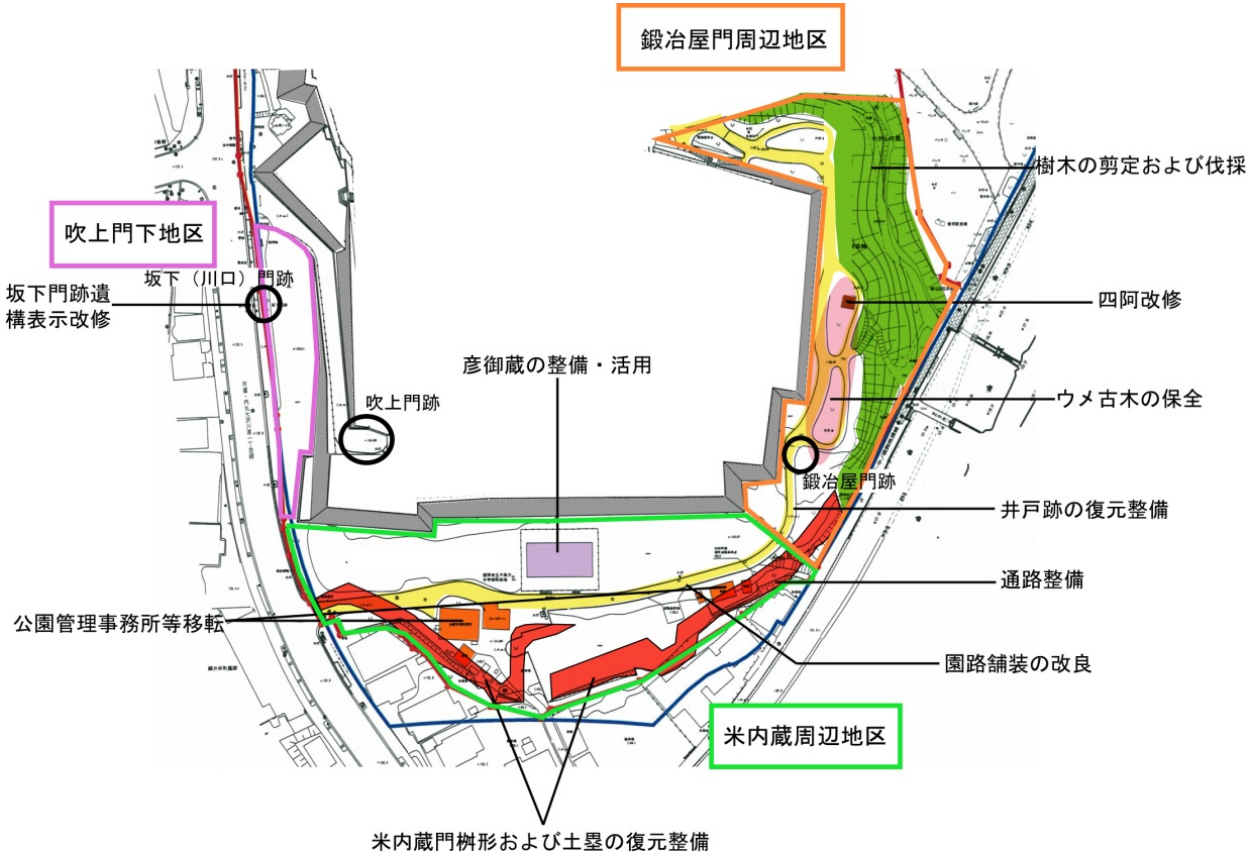
- ・埋没している井戸跡の顕在化を図り、整備等を行う。

②環境整備

- ・明治時代に植栽された古木（ウメ）の保全を行う。
- ・東側斜面の樹木の剪定および伐採を行い中津川への眺望を確保する。
- ・風致向上、眺望確保のために必要な植生管理を適宜行う。

②施設整備

- ・四阿の改修を行う。
- ・より歩行しやすい園路とするため、舗装の改良を行う。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。



第 35 図 吹上門下・米内蔵周辺・鍛冶屋門周辺地区整備方針



吹上門下・米内蔵周辺・鍛冶屋門周辺地区



四阿・ウメ（鍛冶屋門周辺）



彦御蔵（米内蔵周辺）



プレハブ倉庫等（米内蔵周辺）



吹上門下

12) 堀地区 1

堀の形状の保全とともに、連続性の再現、水質の浄化、長岡安平の設計意匠の保全と親水空間の再生を目的とした整備を行う。

①遺構整備

- ・鶴ヶ池の南北を遮断している都市計画道路中ノ橋大通線部分について、堀の連続性を再現することを検討する。

②環境整備

- ・市道南側の鶴ヶ池（台所ともりおか歴史文化館の間）は、眺望を確保するとともに、明るく開放的な親水空間の雰囲気を出するために、東西の池畔の樹木の枝払いや間伐等の環境整備を適宜行う。

なお、一帯は長岡安平の設計意匠を比較的良く残す場所であるため、現状の風趣を保全しながら親水空間としての風致を高めることを基本に整備を進める。

- ・水質の浄化のために浚渫または池干し等を行い、泥土を除去する。

③施設整備

- ・台所への入口付近にある藤棚の改修を行う。また、明治時代の公園設計図や公園案内図に見える鶴ヶ池縁の園路を再整備する。
- ・芝生広場南西部から史跡へ入る入口に架かっている橋の橋脚の構造を強化し、台所で開催されるイベント時の機材搬入を行う動線として利用できるようにする。
- ・遺構の保存に留意しながら電線の地中化を行い、景観を阻害する電柱と電線を撤去する。

12) 堀地区 2

堀の形状の保全とともに、水質の浄化を目的とした整備を行う。

○環境整備

- ・水質の浄化のために浚渫または池干し等を行い、泥土を除去する。

13) 堀地区 3

堀の形状の保全とともに、連続性の再現、水質の浄化を目的とした整備を行う。

○環境整備

- ・堀の斜面の地形保全のために傾斜木の除去や、地被植栽の整備を行う。
- ・水質の浄化のために浚渫または池干し等を行い、泥土を除去する。
- ・外部からの水の供給量を増やし、水の循環を促すことを検討する。
- ・史跡北辺の間地積石垣の修理及び地形の復旧について、内丸緑地の管理者（岩手県）との協議を踏まえながら検討する。

14) 土塁地区

地形の保全を第一義とした整備と維持管理を進めるものとする。

①遺構整備

- ・東日本大震災で破損した箇所を修理する（平成 24 年度から対応）。併せて、法面保護のための地被植栽等の保全措置を講じる。

②環境整備

- ・土塁の地形保全や歴史的景観を阻害する樹木の伐採を行う。



第 36 図 堀地区 1～3・土墨地区整備方針